

提案仕様書

(明石市公共施設予約システム更新・導入業務委託)

1 業務目的

本業務は、明石市（以下「本市」という）における公共施設予約に係る市民サービス向上ならびに事務の効率化、適正化の実現を図ることを目的とする

2 履行期間

契約締結日の翌日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

3 参考見積上限額（税抜）

2,650,000 円

- (1) 令和 7 年度の月額利用料（保守運用含む）は 10 月 1 日から 3 月 31 日までの費用を見積もること。
- (2) 本業務委託の見積に加えて、令和 8 年度から 5 カ年の月額利用料（保守運用含む）について見積もること。
- (3) 令和 8 年度以降の保守運用については別途単年度契約を締結する。

4 対象施設

対象となる施設は以下の 13 施設とする

- ① 明石市民会館
- ② 西部市民会館
- ③ 中崎公会堂
- ④ 生涯学習センター
- ⑤ 男女共同参画センター
- ⑥ あかし市民広場
- ⑦ 大久保市民センター
- ⑧ 魚住市民センター
- ⑨ 二見市民センター
- ⑩ 中央体育館
- ⑪ 明石海浜公園
- ⑫ 魚住北公園
- ⑬ 魚住みんな公園

※①～⑥は現行システムからの移行、⑦～⑬は新規導入

5 基本方針

- (1) 対象となる公共施設について、予約、申請、許可、決済等の施設予約に係る一連の手続きを、オンラインで行うことができるシステムとする。
- (2) 施設使用料等の支払いをキャッシュレス決済で行うことができるシステムとする。
- (3) インターネットを利用し、WEB ブラウザ（本市仮想環境）上で動作可能な、ASP または

SaaS 方式によるクラウドシステムとする。

- (4) 原則として他の自治体において導入実績があり、独自のカスタマイズを要さずとも十分な機能を有するパッケージシステムとする。
- (5) 利用者および施設管理者が、分かりやすく簡単な操作で、施設の予約・管理等を行うことができる利便性の高いシステムとする。
- (6) 将来的な拡張性の確保がなされ、柔軟性の高いシステムとする。

6 業務の範囲

(1) 構築業務

- ①クラウドシステムの利用環境の提供
- ②対象施設・室場に係る利用料金、運用形態、設備備品等の設定、登録、検証など
- ③別紙「機能要件一覧表」に掲載された機能要件を満たすために必要な作業

(2) データ移行業務

- ①現行システムに登録されている利用者データの移行

(3) 運用支援業務

- ①操作マニュアルの作成・提供、職員等を対象とした操作研修の実施
- ②運用テストのための環境構築・提供、問い合わせ対応等

(4) 保守業務

- ①システム保守（障害対応、メンテナンス、バージョンアップ等）
- ②サポート窓口の設置

(5) その他

- ①業務工程表の作成、業務全般に係る工程・進捗管理
- ②本市との協議（適宜）及び協議録の作成

7 成果物

本業務における成果物は、次表のとおりとする。なお、次表の 1 を除く成果物は、加工が可能な形式による電子データで納品すること。

No.	成果物	数量	備考
1	施設予約システム	1 式	本システムの環境構築を行い、利用可能な状態で提供すること
2	操作マニュアル	1 式	操作研修時までに納品すること
3	業務工程表	1 式	契約締結後、詳細協議を踏まえ速やかに提出すること
4	協議録	1 式	協議実施後 7 日以内
5	その他ドキュメント	1 式	本システムの構築にあたり作成したドキュメント類

8 構築要件

(1) 基本要件

- ① ASP または SaaS 方式によるクラウドシステムであること。
- ② データセンターの設置場所は日本国内であること。

- ③ データセンターは、個人情報情報の漏洩等に対するセキュリティ対策のほか、耐震構造や消火設備等の安全対策がとられ、その実施状況が確認できること。
- ④ システムは、365 日、24 時間の運用を可能とすること（年に数回程度のサーバー機器等の保守・点検時を除く）。
- ⑤ システム全般について、SSL/TLS による暗号化処理を行う等のセキュリティ対策を講じること。また、コンピューターウィルス、不正アクセス、改ざんなどの外的脅威に対する防護について、万全の対策を講じること。
- ⑥ システムは、ブラウザソフト以外の特別なソフトをインストールすることなく、利用できること。
- ⑦ レスポンシブデザインによりスマートフォン等による表示に対応すること。
- ⑧ OS 及びブラウザは、下記に対応すること。また、それぞれ構築時点の最新バージョンについて動作を保証すること。

【 OS 】 Windows/MacOS/iOS/Android

【ブラウザ】 Edge/Firefox/Chrome/Safari

(2) 機能要件

別紙「機能要件一覧表」に記載する内容と同等以上の機能を有すること。

(3) データ移行要件

- ① 利用者データの移行元のデータは本市が提供する。
- ② 移行対象とする利用者データの件数、移行項目は本市と詳細協議のうえ決定する。

(4) 運用・保守要件

- ① OS やブラウザ等のバージョンアップ及びシステムの機能追加・改修等に、保守契約の範囲内で対応すること。
- ② システムの操作マニュアルを作成し、職員等を対象とした操作研修を行うこと。また、操作方法等に係る問い合わせ窓口を設けること。
- ③ 定期的なデータのバックアップを行い、障害が発生した場合でも、速やかに復旧が可能な体制を提供すること。

9 業務の実施

- (1) 受託者は、業務開始にあたり、作業の詳細な実施内容や作業の進め方・方法、役割分担等を任意様式に明記した「業務工程表」を本市に提出すること。また、受託者は業務の進捗状況を適切に管理し、工程に変更が生じた場合は、適宜、本市と協議の上、業務工程表を変更し再提出すること。
- (2) 受託者は、本業務を実施するにあたり、実施責任者を 1 名以上配置するとともに、本業務を円滑に実施できる体制を整備すること
- (3) 受託者は、システムの構築内容や業務の進捗状況等について、必要に応じ会議を開催し、本市と協議を行うこと。また、協議録を作成し、本市の承認を得ること。
- (4) 受託者は、本業務について第三者に委託してはならない。ただし、業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、事前に本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 本業務の実施にあたって要する費用は、すべて受託者の負担とする。

10 提出書類

受託者は、次の号に掲げる書類を本市が指定する日まで提出しなければならない。

- (1) 着手届（事業着手後、直ちに提出）
- (2) 完了届（事業終了後、直ちに提出）
- (3) 業務完了報告書（業務完了後、速やかに提出）

11 機密の保持・セキュリティ・個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の履行のために本市が提供した資料・データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行において取扱う情報及び情報資産について、明石市情報セキュリティ基本方針に基づいて取扱うこととする。
- (4) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行するうえで、個人情報を扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び本市の施行条例を遵守しなければならない。

12 知的財産権

- (1) 本業務の履行過程で生じた成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、本市に帰属するものとする。また、その権利行使については、相手方の同意及び対価の支払いを要しないものとする。ただし、本業務の受託前に既に受託者が著作権を有する著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。
- (2) 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、本市が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこととする。この場合、受託者は当該契約等の内容について、事前に本市の承諾を得ることとし、また、本市は当該著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (3) なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら本市の責に帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理することとする。

13 委託料の支払い方法

本業務に係る委託料の支払いは、受託者から納品のあった成果物について検査が終了した後、受託者からの適正な請求書に基づき支払うこととする。

14 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義を生じた事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。